

福岡県公報

令和5年10月10日
第 438 号

目次

告示 (第655号・第656号)

○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 1
公 告	
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 2
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 2
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 2
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○福岡県営東公園内に設置した飲食店の入店業者の募集	(公園街路課) …………… 3

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) …………… 5
-------------	-----------------------

告示

福岡県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
豊前市大字川内2479、2506の12、2531の3、2532、2717の4、2769の1
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第656号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡篠栗町大字萩尾字豆畑136、137
- 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画準防火地域の変更（令和5年9月25日飯塚市告示第312号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画特別用途地区の変更（令和5年9月25日飯塚市告示第311号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画用途地域の変更（令和5年9月25日飯塚市告示第310号）

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第529号	宮園 管雄	八女市黒木町笠原10211	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	宮園 管雄	八女市黒木町笠原10211

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字大隈字大間230番、231番1、231番2及び231番4並びに字原232番12、232番13、232番16から232番18まで及び233番12並びにこれら区域内の道路である町有地の全部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町酒殿三丁目8番45号
安松 誠次

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳町字道田778番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区今宿青木99番地 1 リ・トコラーサ402号
角沖 陽平、角沖 結佳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字會田3041番、3041番 2、3041番 3、3042番、3043番 1、3043番 2、3044番 1、3044番 2、3045番、3046番及び3047番 3 から3047番 6 まで並びに字木寄3048番 1、3048番 2、3049番、3050番 1、3050番 2、3051番 1、3051番 4、3052番 1、3052番 4、3053番 1、3053番 2、3054番 1、3054番 2、3055番 1 から3055番 3 まで、3057番 1、3057番 2、3058番、3059番 2、3059番 3、3065番 2 及び3065番 5 から3065番 8 まで並びに字片見鳥3140番 1 から3140番 3 まで、3142番 3、3143番から3147番まで、3148番 2、3148番 3、3148番 5、3148番 6、3148番14、3148番32及び3148番33
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長崎県佐世保市三浦町 1 番32号
吉田海運ロジソリューションズ株式会社
代表取締役 吉田 康剛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字山田字横枕396番15及び399番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市宰都二丁目 8 - 1 - 503
手嶋 壘、手嶋 彩美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市西宮市三丁目56番 2 及び77番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区大浦一丁目 9 番 2 号
株式会社曙通商
代表取締役 金村 優子

公告

福岡県営東公園内に設置した飲食店の入店業者を次のとおり募集する。

令和 5 年 10 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集する業務の内容
福岡県営東公園内に設置した飲食店において、公園利用者に対して飲食物を提供す

る。

2 飲食店の概要

(1) 位置

福岡県営東公園内（福岡市博多区東公園）

(2) 使用面積

店舗 28.04㎡

(3) メニュー内容

飲物、軽食を中心とする。

(4) 価格

公園利用者が利用しやすい料金設定とすること。

(5) 営業日

原則として毎日営業。ただし、週1日及び年末年始の休店は可とする。

(6) 営業時間

原則として自由とするが、午前10時から午後6時の間は営業すること。

(7) 常時1名以上の責任者を派遣し、業務運営を行う。

3 応募資格

(1) 公園利用者のための施設であることを理解し、公園利用者の利便向上のために協力できる者であること。

(2) 公園利用者のために良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力を有する者であること。

(3) 成年被後見人、被保佐人若しくは破産者でない個人又は代表者が成年被後見人、被保佐人若しくは破産者でない法人。

(4) 税金を完納している者であること。

(5) 申請者（法人においてはその役員及び使用人）が暴力団員でなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 入店の条件

(1) 入店業者は、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）に定める公園施設の管理許可申請を行い、公園管理者の許可を受けること。

(2) 管理許可の日から5年以上は、業務を実施すること。

(3) 施設使用料として福岡県都市公園条例に定める使用料を納付すること。

(4) 内装及び厨房内の給排水、電気、ガス配管、照明設備の工事費用、厨房設備一式、テーブル、イス、その他の家具類一式及び消耗器具類の費用、ガス、上下水道使用料、人件費、原材料費並びに使用部分の清掃等の維持管理費は、入店業者の負担とする。

(5) 公園内に広告、看板等を設置する場合は、事前に公園管理者の許可を受けること。

5 申込手続

(1) 募集期間

令和5年10月10日（火）から令和5年11月9日（木）まで

(2) 申込書の提出場所及び申込みに関する問合せ先

福岡県建築都市部公園街路課管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3724

(3) 申込書の提出期限

令和5年11月9日（木） 午後5時00分

(4) 申込みの方法

次の書類を(2)の部局に持参し提出するものとする。（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日には受領しない。）

ア 福岡県営東公園便益施設（飲食店）入店申込書（申込書は(2)の部局で交付する。）

イ 個人又は法人の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証明する書類

ウ 納税証明書

エ 企業概要書（法人のみ）

オ 誓約書

カ 出店計画書（次の事項について記載すること。）

(ア) 経営方針

(イ) 投資計画及び資金調達計画

(ウ) 事業の採算性等の検討

(エ) 提供予定メニューの内容及び価格表

6 入店業者の決定方法

入店業者選定委員会において、5の(4)に記載した書類等に基づき厳正に審査の上、入店業者を決定し、その結果は申込者に通知する。

7 その他

(1) 入店に際しては、営業及び施設の使用に関し、別途覚書を締結する。

(2) 詳細は、次のとおり説明会を開催する。

ア 日時

令和5年10月24日（火） 午後2時00分

イ 場所

福岡県営東公園便益施設（福岡市博多区東公園）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第245号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和5年10月10日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和5年11月13日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和5年11月14日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和5年11月20日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	大野城市山田三丁目12番1号 西鉄自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許
令和5年11月21日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	普通免許
令和5年11月22日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は

、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和5年11月1日（水曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和5年10月31日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892